

2020年3月2日

熊本県教育長 古閑 陽一 殿

参議院議員 船後靖彦

障害のある受験生の定員内不合格をなくし、本人が力を発揮できる合理的配慮の提供を求める要望書

貴職に置かれましては、障害ある子もない子も共に学ぶインクルーシブ教育の推進へ御尽力いただき、心より敬意を表します。

さて熊本県では、医療的ケアの必要な受験生住谷栞音さんが、2年間続けて定員内不合格とされ、しかも合理的配慮として受験時について意思疎通支援者が県教育委員会が指定した栞音さんとは面識のない人であったため、意思が支援者に的確に伝わらず、力を出し切れないまま試験が終わってしまったと伺いました。（同様のケースで、沖縄県では保護者により差別解消条例に申し立てが行われ、この取り扱いは差別であるとして次年度からは本人が希望する人が配置されています。*補充書参照）

私は、小中学校を共に学び、その延長上で同世代の98%が実質無償で高校進学する時代に、障害のある生徒、貧困や社会的養護で学ぶ環境を保障されなかった生徒たちが、定員が空いているにもかかわらず、高校入学を拒否されることは、同世代とのつながりが断たれ、将来にわたって地域で共に暮らすインクルーシブな社会づくりに反していると考えております。

高校受験の可否は学校長が判断することになりますが、少なくとも受験時における合理的配慮は、障害者差別解消法上、高校設置者の義務であります。文部科学省はその対応指針の「合理的配慮の基本的考え方」において、「介助者や支援員等の人的支援に関しては、障害者本人と介助者や支援員等の人間関係や信頼関係の構築・維持が重要であるため、これらの関係も考慮した支援のための環境整備にも留意することが望ましい。」としております。

また《高等学校入学者選抜における障害のある生徒への配慮について》の中で、「高校入試を実施側に求められる対応」として、「○合理的配慮は一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて決定されるものであることから、申請を不許可とする場合は、その理由を具体的に説明する必要があること。」としております。

そこで、障害のある人の後期中等教育を受ける権利が保障されるよう、以下について要望いたします。後期試験が差し迫っておりますので、なにとぞ迅速な対応をご検討いただけますよう、お願い申し上げます。

記

- 1、入試で提供される合理的配慮は、本人が力を十分発揮できるよう、日常的に本人への介助や意思疎通の経験がある者を指定して下さい。
- 2、障害のある生徒が、定員内で不合格になった場合、教育委員会は障害を理由としていないことを立証して下さい。

以上

補充書

《受検の介助者について》

また、高校入試においては、本人が安心して受検するための介助者（音読・代筆等を含む意思疎通支援者）が認められず、「入試」を実施する側が行っているケースがあります。本人のための「介助者」の配置ではなく、「試験を実施する側、監督する側」の「介助」は、明確な合理的配慮の不提供であり差別に当たります。

沖縄県では、受検の際の「介助者」を、「障害のある受験生主体の介助者」ではなく、入試を実施する側の「介助者」（意思疎通支援者）を配置したため、「不十分な配慮」（障がいを理由とする差別事例）であることを、「沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会」に申し立てた結果、以下のような「助言」を得ました。

【助言（あっせん）申請に係る処理の結果について（通知）

1 助言先：沖縄県教育委員会 教育長 平敷昭人

《助言の内容》……本調整委員会から県教育委員会に対し、以下のとおり提言します。

代筆・代弁・代読する介助者等の配置又は機器の活用といった意思疎通支援について、第三者の立ち合いなど他の受験生に疑義が持たれない対応が可能と思われれます。今後、さらに合理的配慮の事例等を収集し、検討の上、個々の障害の特性に応じた意思疎通支援を実施していただきたい。】（※添付資料7＝沖縄県調整委員会通知）

この介助者の選定が、「障害の特性に応じた意思疎通支援」＝合理的配慮の不提供であり、その結果の「定員内不合格」であれば、これも「障害による不利益」であり、「障害」を理由とした「入学拒否」の実態を示しています。